

質問回答書（２）

番号	資料名・項等	質問の内容	回 答
1	要求水準書 P1 1、1	「【参考１ ゾーニングイメージ（案）】は要求水準として扱うものではない」とありますが、要求水準を満たす範囲において、整備予定地中でゾーニングの配置を変えた提案をしてもよいでしょうか。	要求水準書 P9 の 11 行目「参考 1 のゾーニングイメージ（案）は、あくまでイメージしやすいよう設定したものであるため、要求水準を満たす範囲において、別途、設定できるものとする。」と記載しているとおり、ゾーニングの配置を変更する案も可としています。
2	募集要項 P3 5	本プロポーザルのスケジュールでは、「競争的対話」の予定はありませんが、入札参加者と市の十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する入札参加者の理解を深め、市の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的とした対面方式による競争的対話の場を設けていただけないでしょうか。（7 月末～8 月上旬）	質問書の提出期間中は、何度でも質問書を提出をしてもらうことを可としているため、競争的対話の場を設けることは考えておりません。